

京都市訓令甲第9号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表区長の項第3号及び区役所支所長の項第3号中「を除く」を「にあっては、総務局長が別に定めるものに限る」に改める。

別表総務課長の項中第13号を第14号とし、第1号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 職員団体及び労働組合の業務による区役所の所属職員（区役所支所区民部総務課長にあっては、区役所支所の所属職員）の3日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、総務局長が別に定めるものに限る。

別表福祉介護課長の項に次の1号を加える。

- (7) 敬老乗車証の交付に関する事。

別表京北出張所長の項中第36号を第37号とし、第24号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 敬老乗車証の交付に関する事。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)